入会金・会費等に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、定款の規定に基づき、本会の入会金、事務手数料、弁済業務保証金分担金、会費、退会等事務手続費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金、事務手数料）

第２条　定款第７条に定める入会金は、次のとおりとする。

(1) 主たる事務所　　200,000 円

(2) 従たる事務所１ヶ所につき　　100,000 円

(3) 第１号に定める主たる事務所の入会金のうち２分の１の額を入会時に納付し、残額を分割して納付する（以下「分納入会金」という。）ことができる。この場合、当該会員は分納入会金を入会の翌年度及び翌々年度の６月末日までに均等割額で第４条に定める会費とともに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合は、入会金に代わり事務手数料を徴収するものとする。事務手数料は主たる事務所につき 40,000 円とし、従たる事務所１ヶ所につき 20,000 円とする。なお、従たる事務所の増設に伴う場合は、当該事務所については、前項第２号の規定を適用する。

(1) 個人会員が廃業と同時に法人の代表者として当該法人が入会する場合、又は法人会員が廃業と同時に当該法人の代表者が個人会員として入会する場合

(2) 個人会員が死亡し、６カ月以内に配偶者又は３親等以内の血族とその配偶者が個人会員として入会する場合

(3) 会員が宅地建物取引業法第７条に規定する免許換えに該当する場合
ただし、同法第１号及び第２号に定める免許換えに該当する場合は、免許換え後の所属地方本部に事務手数料を納入するものとする

(4) 法人会員である者同士が合併等により、吸収される法人の事務所を、存続する法人の事務所とする場合

３　入会等に関する事務手続については理事会において別に定める。

（弁済業務保証金分担金）

第３条　定款第８条に基づき納付すべき弁済業務保証金分担金は、宅地建物取引業法施行令第７条に定められた以下の金額とする。

(1) 主たる事務所　　600,000 円

(2) 従たる事務所１ヶ所につき　　300,000 円

２　会員は、本会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権を債権譲渡及び質入その他一切の処分をすることができない。

（会費）

第４条　定款第９条に定める会費は、主たる事務所につき年額 6,000 円、従たる事務所１ヶ所につき年額 6,000 円とする。

２　毎年４月１日に会員資格を有する会員（従たる事務所を含む）は、それぞれの事務所が所属する地方本部に年会費を６月末日までに全額納付しなければならない。

３　年度中の新入会者及び第２条第２項各号に基づく入会者等は、第１項に規定する年会

費をもとに、入会手続をする地方本部に入会から年度末までの月割会費を入会時に全額納付しなければならない。

ただし、第２条第２項第３号に規定する免許換えに該当する場合、既存の事務所分の月割会費は徴収しない。

４　会費納付に関する事務手続については理事会において別に定める。

（退会等事務手続費用及び弁済業務保証金分担金の返還等）

第５条　本会は、会員の退会等又は事務所の一部廃止により、当該会員が納付した弁済業務保証金分担金を返還するため、宅地建物取引業法第 64 条の 11 第１項の規定に基づき、東京法務局より弁済業務保証金の取戻し及び同条第４項に基づき、その取戻しのための官報公告をしなければならない。

２　定款第 14 条に基づき、前項の弁済業務保証金取戻しに係る公告料（独立行政法人国立印刷局官報公告掲載料金）は、当該会員が負担するものとする。

３　前条の退会者等又は事務所を一部廃止した会員は、定款第 14 条に基づき、退会等事務手続費用を次のとおり負担するものとする。

(1) 主たる事務所につき　　20,000 円

(2) 従たる事務所１ヶ所につき　10,000 円

４　本会は、宅地建物取引業法第 64 条の 11 第２項及び第３項の規定に基づいて当該会員の弁済業務保証金分担金を返還するときは、同分担金より第２項の公告料、第２条第１項第３号の分納入会金、第４条の会費及び前項各号の退会等事務手続費用を差し引いて返還する。

５　本会は、宅地建物取引業法第 64 条の 10 第１項及び第２項に定める還付充当金を納付しない会員に対しては、当該会員が本会に有する弁済業務保証金分担金返還請求債権と、何等の通知なくしていつでも、第２項の公告料、第２条第１項第３号の分納入会金、第４条の会費、第３項各号の退会等事務手続費用及び還付充当金納付請求債権を相殺、充当することができる。

６　(1)本会が東京法務局に対して請求する弁済業務保証金の取戻しに関し、その取戻事由の発生から第１項の公告をすることなく１０年を経過した時（以下、この期間を公告免除期間という）、本会は同項の公告をしないものとする。

(2)本会が東京法務局に対して有する弁済業務保証金の取戻請求権は、前号の公告免除期間の経過した時から起算して１０年を経過した時に、時効により消滅する。

７　退会等に関する事務手続については理事会において別に定める。

（会費等の使途）

第６条　この規則に定める入会金、事務手数料、会費及び退会等事務手続費用については、その３０％以上を公益目的事業のために残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（規則の改廃）

第７条　この規則を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。

2　平成 26 年 11 月 25 日一部改正、平成 27 年度定時総会決議を条件として同年 7 月 1 日施行
　なお、平成 27 年 7 月 1 日以後に分担金を取り戻した会員から適用する（第 5 条第 3 項退会等事務手続費用及び弁済業務保証金分担金の返還等）

3　平成 28 年 11 月 24 日一部改正、同日施行

4　令和元年 11 月 26 日一部改正、令和 2 年 4 月 1 日施行